

## 協定書

多数の死者が予想される大規模な災害、事故又は事件（以下「大規模災害等」という。）の発生に際し、死体の死因究明又は身元の特定に万全を期するため、愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）と公益社団法人愛知県医師会（以下「愛知県医師会」という。）及び一般社団法人愛知県歯科医師会（以下「愛知県歯科医師会」という。）との間において、別添のとおり大規模災害等発生時の検視等への立会いに関して協定を締結する。

この協定の証として、本書3通を作成し、それぞれ1通を保管する。

平成27年12月21日

愛知県警察本部

本部長

梶田好



公益社団法人愛知県医師会

会長

榎本亮明



一般社団法人愛知県歯科医師会

会長

渡辺正



別添

(総則)

第1条 この協定は、大規模災害等によって多数の死者が発生した場合において、愛知県知事と愛知県医師会長及び愛知県歯科医師会長とで締結した協定書第6条第4号に基づく死体の検視（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条に規定する検視をいう。）又は死体調査（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条に規定する死体調査をいう。）（以下「検視等」という。）の立会いに関して必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 警察本部長は、大規模災害等によって多数の死者の発生を認知した場合は、愛知県医師会長又は愛知県歯科医師会長に対して検視等への立会いの協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、原則として書面により行うものとするが、これにより難しい状況がある場合は、最も迅速に要請できる方法により行い、事後、書面を交付するものとする。

(派遣)

第3条 前条の要請を受けた愛知県医師会長又は愛知県歯科医師会長は、当該要請状況と自会員の体制を勘案し、可能な限り最大限の人員を派遣するものとする。

(支援等)

第4条 警察本部長は、第3条の規定により派遣された者の活動に要する費用の負担その他必要な支援を行うものとする。

2 警察本部及び愛知県内の全ての警察署は、検視等の実施に当たり、愛知県医師会又は愛知県歯科医師会に調査した事項を伝達するとともに、それぞれから専門的見地に基づく助言を受けるなどし、相互に協力することにより、その死因を究明し、及び身元を特定するものとする。

3 警察本部及び愛知県医師会又は愛知県歯科医師会は、本協定に基づく業務の遂行に関し、他の機関、団体等と調整する必要が生じた場合は、その都度、協議の上、必要な調整を図るものとする。

(災害時の補償)

第5条 大規模災害等の検視等に立会う医師又は歯科医師がその活動に際して、死亡、負傷その他損害を負った場合は、災害補償に関する法律等の定めるところにより対応するものとする。

(委嘱等)

第6条 警察本部長は、大規模災害等の検視等に立会う医師又は歯科医師について、愛知県医師会長又は愛知県歯科医師会長から推薦を受け、医師にあつては「愛知県医師会災害時検視立会医」、歯科医師にあつては「愛知県警察歯科医災害時責任者」として委嘱を行うものとする。

2 「愛知県医師会災害時検視立会医」又は「愛知県警察歯科医災害時責任者」の委嘱は、委嘱を受ける者の氏名、委嘱期間その他必要事項を記載した委嘱状を交付して行うものとする。

3 「愛知県医師会災害時検視立会医」又は「愛知県警察歯科医災害時責任者」の任期は、2年を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。

4 警察本部長は、「愛知県医師会災害時検視立会医」若しくは「愛知県警察歯科医災害時責任者」の委嘱をする必要がなくなつたと認めるとき又は「愛知県医師会災害時検視立会医」若しくは「愛知県警察歯科医災害時責任者」にその任務を行わせることが適当でないとき、愛知県医師会長又は愛知県歯科医師会長と協議の上、これを解職することができるものとする。

(協議)

第7条 警察本部及び愛知県医師会又は愛知県歯科医師会は、本協定に基づく業務の円滑な運用のため、必要に応じて協議を行うものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項は、警察本部と愛知県医師会又は愛知県歯科医師会とが協議の上、別に定めることができる。

附則

この協定は、平成27年12月21日から施行する。